

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
1	別表第6（第2条関係）		別表第6（第2条関係）			
	農林水産事務関係手数料		農林水産事務関係手数料			
	事務	名称	金額	事務	名称	金額
	[略]			[略]		
	16の2 [略]	[略]		16の2 [略]	[略]	
17 [略]	[略]		17 <u>家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付</u>	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,700円	
18 <u>家畜改良増殖法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付</u>	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,700円	18 <u>家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付</u>	家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,700円	
19 [略]	[略]		19 [略]	[略]		

19	家畜改良増殖法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,700円
20	[略]	[略]	
	[略]		

20	[略]	[略]	
	[略]		

2 別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
11	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第2項の規定に基づく肥料の登録	(1) 肥料取締法第4条第1項第6号の肥料 18,000円 (2) 肥料取締法第4条第1項第7号の肥料 36,000円
12	肥料取締法第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	(1) 肥料取締法第4条第1項第6号の肥料 3,600円 (2) 肥料取締法第4条第1項第7号の肥料 7,200円
[略]		
39	[略]	[略]

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
11	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第3項の規定に基づく肥料の登録	(1) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号の肥料 18,000円 (2) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号の肥料 36,000円
12	肥料の品質の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	(1) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号の肥料 3,600円 (2) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号の肥料 7,200円
[略]		
39	[略]	[略]
40	漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の規定	5トン以上の漁船 2,900円

				定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	を使用し て行う漁業に係る漁業許可申請手数料	
				41 漁業法第58条において読み替えて準用する同法第47条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	2,400円
40 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権免許申請手数料	[略]		42 漁業法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許の申請に対する審査	漁業免許申請手数料	[略]
41 漁業法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査	漁業権の共有認可申請手数料	[略]		43 漁業法第72条第6項の規定に基づく団体漁業権の共有の認可の申請に対する審査	団体漁業権の共有認可申請手数料	[略]
42 漁業法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する	[略]			44 漁業法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する	[略]	

る審査		
43 漁業法第24条第2項の規定に基づく <u>定置漁業権又は区画漁業権</u> を目的とする <u>抵当権の設定の認可の申請</u> に対する審査	<u>定置漁業権又は区画漁業権</u> を目的とする <u>抵当権設定認可の申請</u> 手数料	[略]
44 漁業法第26条第1項ただし書の規定に基づく <u>定置漁業権又は区画漁業権</u> の <u>移転の認可の申請</u> に対する審査	<u>漁業権移転認可申請</u> 手数料	[略]
45 漁業法第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>休業中の漁業の許可の申請</u> に対する審査	[略]	
46 漁業法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく <u>5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請</u> に対する審査	<u>5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請</u> 手数料	2,900円
47 漁業法第65条第1項又は	<u>5トン以</u>	2,400円

る審査		
45 漁業法第78条第2項の規定に基づく <u>個別漁業権</u> を目的とする <u>抵当権の設定の認可の申請</u> に対する審査	<u>個別漁業権</u> を目的とする <u>抵当権設定認可の申請</u> 手数料	[略]
46 漁業法第79条第1項ただし書の規定に基づく <u>個別漁業権</u> の <u>移転の認可の申請</u> に対する審査	<u>個別漁業権移転認可申請</u> 手数料	[略]
47 漁業法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>休業中の漁業の許可の申請</u> に対する審査	[略]	
47の2 漁業法第109条第1項の規定に基づく <u>沿岸漁場管理団体の指定の申請</u> に対する審査	<u>沿岸漁場管理団体指定申請</u> 手数料	4,000円

<u>第66条第1項の規定に基づ</u> <u>く5トン以上の漁船を使用</u> <u>して行う漁業に係る漁業許</u> <u>可の変更の許可の申請に対</u> <u>する審査</u>	<u>上の漁船</u> <u>を使用し</u> <u>て行う漁</u> <u>業に係る</u> <u>漁業許可</u> <u>変更許可</u> <u>申請手数</u> <u>料</u>			
48 [略]	[略]	48 [略]	[略]	
[略]		[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。